9　新国際受刑者移送法第一章、第三章及び第四章の規定は、懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている国際受刑者移送法第二条第四号に規定する締約国の国民等（以下この項において「締約国の国民等」という。）及び旧国際受刑者移送法第二条第六号に規定する送出移送により引き渡した締約国の国民等についても適用する。この場合において、新国際受刑者移送法第二条第六号中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は同法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、新国際受刑者移送法第二条第十号及び第十二号、第二十八条第五号、第二十九条、第三十七条（見出しを含む。）並びに第四十条中「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮」と、新国際受刑者移送法第二十八条第四号並びに第三十八条第一号及び第二号中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮」と、同条第一号中「、又は」とあるのは「、又は刑の種類若しくは」とする。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十二条　租税等の請求権（会社更生法第二条第十五項に規定する租税等の請求権をいい、同法第八条第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続（同法第二条第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ。）開始後懲役に処せられた場合における第五十四条の規定による改正後の同法第二百四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権とみなす。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十三条　当分の間、第五十五条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下この条において「新医療観察法」という。）第二条第二項（第二号に係る部分に限る。）に規定する対象者に係る新医療観察法の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役又は旧刑法第十三条に規定する禁錮」とする。

2　懲役又は禁錮を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期がある有罪の裁判が確定した場合における新医療観察法第七十四条第二項及び第七十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑を言い渡した裁判は、それぞれ拘禁刑を言い渡した裁判とみなす。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十四条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第五十七条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（次項において「新裁判員法」という。）第二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件は、それぞれ無期拘禁刑に当たる罪に係る事件とみなす。

2　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新裁判員法第十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につき起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十五条　当分の間、第六十四条の規定による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（次項において「新国際刑事裁判所協力法」という。）第二条第七号の国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

2　引渡犯罪（新国際刑事裁判所協力法第二条第十三号に規定する引渡犯罪をいう。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、新国際刑事裁判所協力法第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たるものと、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるものとみなす。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十六条　懲役又は禁錮に処せられた者に係る第六十五条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十七条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七十条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の六第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十八条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七十二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに国家公務員退職手当法第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十九条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九十七条の規定による改正後の警察官職務執行法第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百条　第百五条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定に当たっては、懲役又は禁錮の刑に処せられた者はそれぞれ拘禁刑に処せられた者と、旧拘留の刑に処せられた者は拘留の刑に処せられた者と、懲役又は禁錮の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者はそれぞれ拘禁刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者と、懲役又は禁錮の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第四条の特赦を受けた者はそれぞれ拘禁刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者と、旧拘留の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者は拘留の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者とみなす。